

財産の無償貸付につき議決を求めることについて

次の財産を無償貸付するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

1 無償貸付する財産

土地

所在	地番	地目	地積
東近江市八日市東浜町	426番	宅地	459.46㎡

2 無償貸付する相手方 大阪府茨木市高田町1番22号

学校法人藍野大学

理事長 小山 英夫

3 無償貸付する期間 契約締結の日から令和26年3月31日まで

提案理由

学校法人藍野大学が設置するびわこリハビリテーション専門職大学八日市キャンパスの整備に当たり、市有地を無償貸付したく、本議案を提出するものである。